

割増賃金率上げが中小企業にも適用されます【令和5年4月施行】

時間外労働が月60時間を超える場合にその超えた時間について適用される割増賃金率（50%以上）は、中小企業への適用が猶予されていましたが、この猶予措置は、令和5年3月31日をもって廃止され、令和5年4月1日以降は、中小企業でも、時間外労働が月60時間を超える部分について、50%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

割増賃金の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。ご確認をお願いします。「モデル就業規則」の就業規則への記載例を参考にしてください。

「モデル就業規則」はこちらをご覧ください。

<掲載HP>

厚生労働省 モデル就業規則



◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% (2010年4月から適用)
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下